



住民福祉課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

本人通知制度について

- 本人通知の対象となる証明書
住民票や戸籍に関する証明書

※一部、制度の対象外となる場合もあります。

本人通知制度とは、日高町に住民登録や本籍のある方などが事前に登録することにより、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、本人などの代理人や第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知する制度です。

● 通知内容

本町に住民登録や本籍がある方、もしくは過去にあった方が、住民福祉課へ「日高町本人通知制度事前登録申請書」を提出することで利用できます。

● 開示請求について

本町に住民登録や本籍がある方、もしくは過去にあった方が、住民福祉課へ「日高町本人通知制度事前登録申請書」を提出することで利用できます。

人権相談・行政相談・心配ごと相談合同相談所 開設のお知らせ

5月21日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター2階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

● 登録の期間

これまでには、申請を受け付けた日の翌日から3年間が登録期間となっていましたが、平成30年4月1日から廃止になりました。



農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められていますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。



野焼きは法律で禁止されています

「近所でごみを燃やしていいで、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入つて困る」などの苦情が多く寄せられています。

ドラム缶・ブロック囲い・素泊りの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

その他詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

● 申請に必要な物
本人であると確認できる書類と印鑑が必要です。

※代理人が申請する場合は、代理人であることを証明する書類

● 開示請求について

第三者への住民票の写し等を交付した内容について、日高町個人情報保護条例の範囲内で、本人が開示請求することができます。





75歳以上の方の お出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、1万円で販売します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成31年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和19年4月1日以前に生まれた方)



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100

愛あいケアタクシー	☎20・1090
印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020	中紀バス	☎65・2222
--------	----------	------	----------

内 場 日 時
容 所 時 6月1日(金)
内 容 日高町保健福祉総合センター
内 容 憂みごと・困りごと・人権相
談。相談は無料で、秘密は守られ
ます。

設 てください。
次通り、特設人権相談を開
設します。1人で悩まず相談し

は、人権擁護委員連合会で
たこの日を「人権擁護委員の日」
と定め、特設人権相談所を開設
したり、地域住民のみなさまに
人権への理解を深めてもらう活
動に取り組んでいます。

6月1日は人権擁護委員法が
施行された日です。

全国人権擁護委員連合会で
は、人権擁護委員法が施行され
たこの日を「人権擁護委員の日」
と定め、特設人権相談所を開設
したり、地域住民のみなさまに
人権への理解を深めてもらう活
動に取り組んでいます。



人権擁護委員を
ご存知ですか